

パシオンTOKYO 入居者募集要項

2016年4月1日現在

「パシオンTOKYO」は東京都インキュベーション施設運営計画認定事業 認定施設です。
「パシオン」とはスペイン語で「情熱」の意味です。主に女性が子育てしながら起業したいという夢を、実績のあるインキュベーションマネージャーやスタッフが情熱的にサポートします。ぜひ私たちと一緒に夢を叶えましょう！

1. 施設所在地

〒143-0016 東京都大田区大森北2-3-15 第15下川ビル 4階
JR京浜東北線大森駅東口、京浜急行線大森海岸駅 徒歩5分

2. 施設構成

■個室ブース5部屋

- ・鍵付き
- ・面積：各10㎡（定員5名）
- ・机、電気スタンド、いす設置
- ・電源コンセントは各部屋壁面に設置
- ・無線LAN

■共有スペース

- ・商談スペース：8㎡
- ・コワーキングスペース：20㎡
- ・プレイルーム：13㎡
- ・女性用トイレ：7.5㎡（大人用トイレ、幼児用トイレ、おむつ交換台、洗面台）
- ・男女用トイレ：3㎡（大人用トイレ、洗面台）
- ・給湯室：3.3㎡（電子レンジ、電磁調理器、シンク）
- ・他共有スペース（レターラック、冷蔵庫、電気ポット、書棚）

■エレベーターあり。

3. 利用時間

月曜日～土曜日 9時～18時

4. 主な支援サービス

入居者に対して次のようなサービス（一部有料あり）を提供していきます。

(1) 起業・経営に関する相談、助言の実施

起業の夢を叶えるパートナー：インキュベーションマネージャーが常駐し、下記のサービスを実施し、事業達成まで伴走します。

- ・相談業務
- ・ビジネスプランの作成支援
- ・起業ノウハウや経営資源など不足するものを補うことの支援

(2) セミナー等の開催

●iSB 公共未来塾

ロジックモデルを活用し、社会的リターンと経済的リターンを生み出すビジネスモデルを作成していきます。

●各種セミナー

起業の段階に応じて、マーケティングや商品開発、広報、経理、法人設立等必要なセミナー等を企画・開催します。

(3)交流会の実施

入居者同士の交流が図れる機会を定期的に設け、事業の連携やネットワークを図ります。

(4)バックオフィスサービス

- ・経理・労務業務の代行サービス
- ・秘書サービス（電話代行、荷物受け取り等）

(5)プレイスペースの提供

託児（有料）や子育て子育ての相談業務を行います。

5. 募集内容

- (1) 個室ブース会員：5 部屋（登記可能）
- (2) コワーキング会員：12 人（登記可能）
- (3) フリースポット会員（共用スペース 1 回 2 時間まで利用）
- (4) 登記のみ会員

* (3) と (4) は組み合わせることも可能

6. 利用料金

(1) 利用料

- ・個室ブース会員…月額 50,000 円＋共益費 5,000 円 計 55,000 円
- ・コワーキング会員…月額 13,000 円＋共益費 2,000 円 計 15,000 円
- ・フリースポット会員…1 回 1,000 円（2 時間まで）
- ・登記会員…月額 10,000 円（レターラックに入る郵便物の転送サービス込み）

(2) 保証金

- ・個室ブース会員およびコワーキング会員は月額利用料の 3 ヶ月分

(3) その他

- ・個室ブースの固定電話の開設・通信料は自己負担です。

7. 応募資格(入居対象)

次の要件にいずれも該当する法人または個人であること。

- (1) 個人または、創業 5 年以内（入居時点）の法人であること。
- (2) ビジネスを拡大する意欲が高く、また創業のための支援が必要と認められること。
- (3) 地域の活性化に寄与する活動を行う意欲があること。
- (4) 住民税・事業税を滞納していないこと。
- (5) 暴対法第 2 条に規定する暴力団員等に該当しておらず、該当者とかかわりを持っていないこと。

8. 入居期間

個室ブース会員は原則 5 年以内。ただし 1 年ごとの事業計画の進捗状況を審査の上、入居更新の可否を決定します。

9. 利用条件

- (1) 地域や産業の活性化に寄与する活動に積極的に参加すること。
- (2) パシオンTOKYO主催の事業に積極的に参加すること。
- (3) 施設への見学、視察、自室での商品展示、取材、および施設の運営に協力すること。
- (4) 年 1 回、事業実績報告書を提出すること。また事業報告会に参加すること。
- (5) 施設の利用期間終了後 2 年間、年 1 回の事業報告書を提出すること。

(6) 振動や音、悪臭の発生などにより、他の入居者や周辺に迷惑をかけないこと。

(7) 積極的に地域や入居者同士のコミュニケーションを図ること。

10. 退去条件

以下の事由に該当した場合、勧告を行い3カ月間経過後に審査会において退去を決定します。

- (1) 事業活動において支援を必要とせず自立していると認められるとき。
- (2) 営業成績が著しく悪化していると認められ、指導があっても改善しないとき。
- (3) 施設や設備を無断転貸・私物化したとき。
- (4) 事業内容に問題があり、自立の見込みがたたず、指導があっても改善が見られないとき。

11. 入居取消条件

下記の事由に該当する場合は入居の許可を取消します。

- (1) 施設や設備を故意に損傷したとき（事故、火災などを起こしたときを含む）
- (2) 使用料及び共益費を正当な理由なく3カ月以上滞納したとき。

12. 提出書類

- (1) 個別ブース入居者
 - ①入居者プロフィール
 - ②800～1200文字以内で「起業への思い」を作成
 - ③事業計画
 - ①～③は所定のフォーマットを使用。
- (2) コワーキング、フリースポット、登記会員
 - ①入居者プロフィール
 - ②800字以内で「起業への思い」を作成
 - ①～②は所定のフォーマットに必要事項を記入して提出。

13. 個人情報の取扱い

- (1) 申請書類については、個人情報保護指針に基づき適正に取り扱いいたします。
- (2) 入居決定者の申請書については、入居後の指導にも使用いたします。
- (3) 入居できない場合の申請書は審査終了後破棄いたします。

14. 応募先・問合せ先

〒143-0016 東京都大田区大森北2-3-15 第15下川ビル4階「パシオンTOKYO」

電話：03-6423-1840

E-Mail：info@passion-tokyo.com